

令和5年10月30日

債権者各位

株式会社ガイア

株式会社 MG

株式会社ガイア・ビルド

株式会社 MG 建設

株式会社ユナイテッドエージェンシー

株式会社ジャバ

株式会社トポスエンタープライズ

上記各社

申立代理人 弁護士 岡野 真也

同 諸橋 隆章

同 小野 健晴

同 原 大二郎

同 吉田 勉

同 藤浪 努

同 梶野 弘樹

同 高木 裕介

同 永井 倭也

民事再生手続開始の申立てのご報告及び債権者説明会のご案内

謹啓

時下益々ご清栄のことと存じ上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、突然ではございますが、当職らは、株式会社ガイア（以下「ガイア」といいます。）及びその他のグループ会社6社（株式会社 MG、株式会社ガイア・ビルド、株式会社 MG 建設、株式会社ユナイテッドエージェンシー、株式会社ジャバ及び株式会社トポスエンタープライズ。以下、ガイアと総称して「ガイアグループ」といいます。）の代理人として、各社の民事再生手続開始申立てについてご報告申し上げます。

皆様におかれましてもご高承のとおり、ガイアグループは、グループ全体で全国にパチンコホールを展開しておりますところ、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言の発令による店舗休業及びその後の客足の回復の遅れに見舞われる一方、近年の業界の変化により多額の遊技台投資が必要となり、厳しい資金繰り状況が続いておりました。この間、ガイアグループは、金融債権者各位のご協力の下、自主再建に向け懸命に私的整理手続を進めて参りましたが、本年10月31日に満期が到来する約束手形等の債務の支払いに必要な原資を確保することが現実的に不可能な状況に至ったことから、やむなく、本日、東京地方裁判所に対し再生手続開始申立てを行い、同日付で同裁判所より弁済禁止の保全処分の発令（別添）を受けるとともに、永沢徹弁護士（永沢総合法律事務所）が監督委員として選任されました。

このため、令和5年10月29日以前のお取引によって生じた、ガイアグループの債務については、法的にご弁済が禁止されており、今後策定する再生計画に従って、そのご弁済をさせていただくこと

になります。

債権者の皆様には、ガイアグループの民事再生手続開始の申立てにより、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしますこと深くお詫び申し上げます。

なお、ガイアグループの再建に関して、J トラスト株式会社(8508 東証スタンダード市場)より、同社又はその関係会社若しくはパートナー企業(以下「本件スポンサー候補」といいます。)をスポンサーとした再生手続による再建を前提として、事業運営に必要な資金繰り支援を含むスポンサー支援の意向を頂き、同社との間で本日付でスポンサー支援に関する基本合意書を締結させていただいております。今後、ガイアグループは、民事再生手続の中で、本件スポンサー候補との間で、正式なスポンサー契約の締結に向けた協議を行い、その支援の下で再生を図っていくことを予定します。

また、ガイアグループは、スポンサー支援の実行までの事業継続に向けて、本日、J トラスト株式会社との間で極度額 50 億円の極度貸付約定書を締結したほか、主要取引銀行との間でも極度額 38 億円の DIP ファイナンスの契約を締結しております。これらのご支援により、ガイアグループの当面の資金繰りに不安はなく、令和 5 年 10 月 29 日以前のお取引によって生じた債務についても、別添保全処分命令のとおり、事業継続に必要な商取引債務についてはお支払いを継続しつつ、関係各所のご協力をいただきながら、今後も通常どおり事業を行って参る所存です。

なお、再生手続開始申立てに至る経緯や今後の手続の流れ等の詳細につきご説明させていただくため、ご多用のところ誠に急なご連絡となり大変恐縮ではございますが、下記の日時・場所にて債権者説明会を開催させていただきます（当日ご都合がつかない債権者の皆様には、後日、債権者説明会の配付資料及び議事録を別途送付させていただきます。）。

また、本申立を受け、再生対策室を設置しておりますので、本件についてご質問・ご不明点等がある場合には、本書面末尾のお問い合わせ窓口までご連絡頂ければと存じます。

今後、ガイアグループは、裁判所及び裁判所に選任された監督委員の監督の下、一丸となって事業の再建に全力を尽くす所存でございますので、何卒ご理解と引き続きのご支援、ご協力を賜りたく、この段落でお願い申し上げます。

謹白

日 時	令和 5 年 11 月 2 日(木)午後 9 時 30 分～(午後 9 時 00 分受付開始)
場 所	ベルサール渋谷ガーデン（近隣にあります「ベルサール渋谷ファースト」とは異なりますので、お間違えのないよう、ご注意ください。）
(所 在)	東京都渋谷区南平台町 16-17 住友不動産渋谷ガーデンタワーB1
(交 通)	「神泉駅」南口徒歩 6 分（井の頭線） 「渋谷駅」西口徒歩 10 分（JR 線） 「渋谷駅」A0 出口徒歩 9 分（半蔵門線・副都心線・田園都市線・東横線） 「池尻大橋駅」東口徒歩 11 分（田園都市線）
※	お車でお越しの場合は会場周辺の駐車場をご利用ください。
(会場地図)	次ページご参照

[お願い事項]

- 会場の都合等から、1社あたり[2]名様までご来場いただけますようお願いいたします。
- ご来場の際は、ご本人様確認のため、ご担当者様の名刺をご持参ください。

(会場地図)



【お問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせは、以下の再生対策室にお願いいたします。

[ガイアグループ再生対策室（トポスエンタープライズに関するものを除く）]

- ・開設時間： 平日 9時00分～17時00分
- ・電話番号（金融債権者の皆様）： 03-5642-8899
- ・電話番号（その他の債権者の皆様）： 03-5642-8888

[トポスエンタープライズ再生対策室]

- ・開設時間： 平日 9時00分～17時00分
- ・電話番号： 043-382-8501

なお、トポスエンタープライズの金融債権者の皆様は、ガイアグループ再生対策室まで連絡下さい。

正本

これは 脣本 である。

抄本

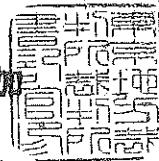
令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 林

千 加

令和5年(再)第52号



決 定

東京都中央区日本橋横山町7番18号

再生債務者 株式会社ガイア

代表者代表取締役 大山 努

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和5年10月29日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者が発行したプリペイドカード及びICカードに係る債務並びに貯玉・貯メダルサービスに係る債務
- (5) 再生債務者の遊技台関連設備の仕入・入替・設置・取り外し・修繕に係る債務、パチンコホールの景品・特殊景品の仕入に係る債務、広告宣伝に係る債務、店舗及び事業所の運営・管理・維持に係る債務並びに人材派遣業者に対する支払債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。また、いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (6) 100万円以下の債務

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中吉徹郎



裁判官 岩崎



裁判官 村上若奈



令和5年（再）第52号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番18号

再生債務者 株式会社ガイア

代表者代表取締役 大山 努

主 文

- 1 株式会社ガイアについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階
永沢総合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

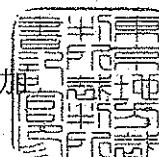
裁判官 岩 崎 慎

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 林 千 加



令和 5 年(再)第 57 号

正本
これは 脂本 である。

抄本

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 内田 央



決 定

東京都中央区日本橋横山町 7 番 18 号

再生債務者 株式会社 MG

代表者代表取締役 大山努

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和 5 年 10 月 29 日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者が発行したプリペイドカード及び IC カードに係る債務並びに貯玉・貯メダルサービスに係る債務
- (5) 再生債務者の遊技台関連設備の仕入・入替・設置・取り外し・修繕に係る債務、パチンコホールの景品・特殊景品の仕入に係る債務、店舗及び事業所の運営・管理・維持に係る債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。また、いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (6) 100 万円以下の債務

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第 20 部

裁判長裁判官 中吉徹郎



裁判官 岩崎 慎



裁判官 村上若奈



令和5年(再)第57号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番18号

再生債務者 株式会社MG

代表者代表取締役 大山 努

主 文

- 1 株式会社MGについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階
永沢総合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官 岩 崎 懤

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 内 田 央 都



令和5年(再)第53号

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番18号
再生債務者 株式会社ガイア・ビルド
代表者代表取締役 三木 誠

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和5年10月29日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者の遊技台関連設備及び店舗内装設備の設置及び修繕に係る債務、店舗及び事業所の建設・修繕・解体の工事に係る債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。また、いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (5) 100万円以下の債務

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎



裁判官 岩 崎



裁判官 村 上 若 奈



正本

これは **正本** である。

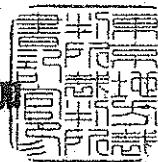
抄本

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 林

千 加



令和5年(再)第53号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番18号

再生債務者 株式会社ガイア・ビルド

代表者代表取締役 三木 誠

主 文

- 1 株式会社ガイア・ビルドについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階
永沢総合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

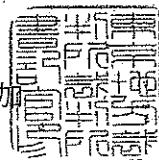
裁判官 岩 崎 慎

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 林 千 加



令和5年(再)第58号

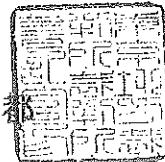
正本
これは 膜本 である。

抄本

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 内田央



決 定

東京都中央区日本橋横山町7番17号

再生債務者 株式会社MG建設

代表者代表取締役 進藤太郎

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和5年10月29日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者の遊技台関連設備及び店舗内装設備の設置及び修繕に係る債務、店舗及び事業所の建設・修繕・解体の工事に係る債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。また、いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (5) 100万円以下の債務

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中吉徹郎



裁判官 岩崎



裁判官 村上若奈



令和5年（再）第58号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番17号

再生債務者 株式会社MG建設

代表者代表取締役 進藤 太郎

主 文

1 株式会社MG建設について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員として、次の者を選任する。

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階

永沢総合法律事務所

弁護士 永沢 徹

3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。

4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。

(1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）

(2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）

(3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）

(4) 貸付け

(5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証

(6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄

(7) 別除権の目的である財産の受戻し

(8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。

ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官 岩 崎 慎

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 内 田 央 都



令和 5 年(再)第 54 号

決 定

東京都中央区日本橋横山町 7 番 18 号

再生債務者 株式会社ユナイテッドエージェンシー
代表者代表取締役 大山 努

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和 5 年 10 月 29 日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者の遊技台関連設備の設置及び入替に係る債務、広告宣伝に係る債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。また、いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (5) 100 万円以下の債務

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第 20 部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎



裁判官 岩崎 慎



裁判官 村上 若奈



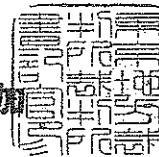
正本
これは 謄本 である。

抄本

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第 20 部

裁判所書記官 林 千加



令和5年(再)第54号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番18号
再生債務者 株式会社ユナイテッドエージェンシー
代表者代表取締役 大山 努

主 文

- 1 株式会社ユナイテッドエージェンシーについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階
永沢総合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

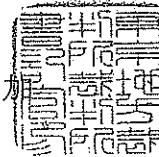
裁判官 岩 崎 慎

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 林 千 加



令和 5 年(再)第 56 号

正本
これは 脇衣 である。
抄本

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官

決 定

直井好意



東京都中央区日本橋横山町 7 番 17 号

再生債務者 株式会社ジャバ

代表者代表取締役 真田 剛志

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和 5 年 10 月 29 日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者の不動産の設備等の管理業務に係る債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。また、いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (5) 100 万円以下の債務

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第 20 部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎



裁判官 岩 崎 慎



裁判官 村 上 若 奈



令和5年(再)第56号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋横山町7番17号

再生債務者 株式会社ジャバ

代表者代表取締役 真田 剛志

主 文

- 1 株式会社ジャバについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階
永沢総合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官 岩 崎 慎

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 直 井 好 憲



令和 5 年(再)第 55 号

正本
これは 脚本 である。

抄本
令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第 20 部

裁判所書記官

決 定

直井好



千葉市美浜区新港 44 番地 3

再生債務者 株式会社トポスエンタープライズ

代表者代表取締役 宮澤 成幸

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和 5 年 10 月 29 日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

- (1) 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- (2) 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- (3) 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- (4) 再生債務者の遊技台関連設備の設置、運送、荷役及び保管に係る債務、パチンコホールの景品の仕入れ、梱包、保管及び運送に係る債務、物流事業における貨物の運送、荷役及び保管に係る債務、商品卸売事業における商品の仕入れ、梱包、保管及び運送に係る債務、ホテル運営事業における商品の仕入れ、リネンサービス、ランドリーサービス、マッサージサービス、器具のレンタル、施設及び器具の保守点検、ホームページ運営、宿泊管理システムの利用及び予約サイト利用に係る債務、事業所の工事・運営・管理・維持に係る債務並びに人材派遣業者に対する支払債務その他再生債務者の商取引債務(リース債務及び割賦代金債務並びに再生債務者の関係会社に対する債務を除く。いずれも債権者が再生債務者との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。)
- (5) 100 万円以下の債務

令和 5 年 10 月 30 日

東京地方裁判所民事第 20 部

裁判長裁判官 中吉徹郎



裁判官 岩崎



裁判官 村上若奈



令和5年(再)第55号 再生手続開始申立事件

決 定

千葉市美浜区新港44番地3
再生債務者 株式会社トポスエンタープライズ
代表者代表取締役 宮澤 成幸

主 文

- 1 株式会社トポスエンタープライズについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。
東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階
永沢総合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和5年10月30日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和5年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官 岩 崎 慎

裁判官 村 上 若 奈

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 直井好憲



令和 5 年 10 月 30 日

お取引先 各位

株式会社ガイア

代表取締役 大山 努

株式会社 MG

代表取締役 大山 努

株式会社ガイア・ビルド

代表取締役 三木 誠

株式会社 MG 建設

代表取締役 進藤 太郎

株式会社ユナイテッドエージェンシー

代表取締役 大山 努

株式会社ジャバ

代表取締役 真田 剛志

今後のお取引継続について

謹啓 時下益々ご清祥のことと存じ上げます。平素よりガイアグループの事業に格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お取引先様におかれましては、ガイアグループによる再生手続開始の申立てにつきまして、突然のご連絡によりご心配をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

既にご案内申し上げておりますとおり、ガイアグループにおいて、再生手続開始の申立てはいたしましたものの、J トラスト株式会社(8508 東証スタンダード市場)との間で、スponサー支援に関する基本合意書を締結した上、極度額 50 億円の極度貸付約定書を締結させていただいたほか、主要取引先銀行との間でも極度額 38 億円の DIP ファイナンスの契約を締結させて頂いておりますので、当面の資金繰りに不安はございません。

そして、上記資金繰りの安定化を背景に、既にご案内させて頂いておりますとおり、東京地方裁判所からは保全処分命令が発令されておりますものの、同命令では、今後も取引を継続頂くことを前提に、ガイアグループの事業の継続のために不可欠な取引に係る商取引債務等は弁済禁止の例外とされております。

従いまして、ガイアグループといったしましては、事業継続に必要な商取引債務についてはお支払いを止めることなく、これまでと変わりなく事業を行って参りますので、お取引先様におかれましては、これまで同様のお取引をご継続頂きますよう、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせがございましたら、再生対策室にて対応させて頂きりますので、ご不明な点等ございましたら末尾のお問い合わせ先まで、お問い合わせ頂ければ幸甚です。

謹白

【お問い合わせ先】

[ガイアグループ再生対策室（トポスエンタープライズに関するものを除く）]

- ・開設時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分
- ・電話番号：03-5642-8888